

## 文化振興及び国際交流に関する事業共催等名義使用承認取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、文化振興及び国際交流に関する事業に対する相模原市の共催及び後援(以下「共催等」という。)の名義使用の承認に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 市が、主催者の一員として事業の企画又は運営に参加し、経費又は責任の一部を負担すること。
- (2) 後援 市が、事業の趣旨に賛同し、及び奨励の意を表し支援すること。

### (団体等の範囲)

第3条 共催等を受けることができる事業は、次の各号のいずれかに該当する主催者が実施するものとする。

- (1) 国、県、市町村その他の公共団体又は公共性のある法人
- (2) 主な活動の目的が文化振興又は国際交流に関するもので、次の条件を備えている法人その他の団体
  - ア 主催者の存在が明確であること。
  - イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること。
  - ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分であると認められるもの。
- (3) 市長が認める団体(前号アからウまでの条件を備えている団体に限る。)

### (承認基準)

第4条 市長は、前条に規定する団体等が行う文化振興及び国際交流に関する事業で、次の各号のいずれにも該当するものについて共催等名義使用の承認をすることができる。

- (1) 相模原市全域を事業の範囲とするもので、特定の会員等を対象としない一般公開の事業
- (2) 専ら営利を目的とせず、文化振興及び国際交流に資する事業
- (3) 特定の政党その他の政治団体の利害に関するものではない事業
- (4) 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関するものではない事業
- (5) 入場料、観覧料、参加料等を徴収するときは、その額が適正である事業

- ( 6 ) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれがない事業
- ( 7 ) 過去における共催等の名義使用において、使用承認の条件に違反していない事業
- ( 8 ) 相模原市行政の遂行上等の理由により、市長が不相当と認めるものでない事業

2 市長は、前項に定める事業に準ずるもので、必要があると認めるときは、名義使用の承認をすることができる。

(申請の手續)

第5条 共催等の名義使用をしようとする者(以下「申請者」という。)は、事業を実施しようとする日の14日前までに、共催等名義使用承認申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- ( 1 ) 主催する団体等の規約等及び組織の資料
- ( 2 ) 申請事業に係る実施要領及び経費の収支予算書
- ( 3 ) 前2号に掲げるもののほか、申請事業の実施に係る資料

2 前項の規定にかかわらず、市長が共催等の申請に係る資料を既に保有しているとき、又は市長が認めるときは、前項に規定する資料の全部又は一部の添付を省略させることができる。

3 第1項の規定により申請書の提出を受けた後、その内容に疑義が生じたときは、関係書類の提出を求めることができる。

(承認通知)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、名義使用を承認するときは共催等名義使用承認通知書(第2号様式。以下「承認通知書」という。)により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、承認通知書の交付に当たり、必要な指示又は条件を付することができる。

3 申請者は、第1項の承認通知書の交付を受けるまでは、いかなる文書、図書等にも共催等の名義使用をすることができない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(事業報告)

第7条 申請者は、前条の規定により承認を受けて実施した事業が終了したときは、

事業終了後14日以内に事業報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、共催等の名義使用の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

(1) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(2) 承認事業の内容を大幅に変更し全く異なる内容の事業を実施し、又は実施することが明らかなきとき。

(3) 関係法令に違反したとき。

(4) 第6条第2項の指示又は条件に違反したとき。

(5) 第6条第3項の規定に違反して名義使用をしたとき。

(事務主管課)

第9条 文化振興に関する共催等の名義使用の承認事務は、文化振興事務主管課が主管するものとする。また、国際交流に関する共催等の名義使用の承認事務は、国際交流事務主管課が主管するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、共催等の名義使用の承認について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

共催等名義使用承認申請書

年 月 日

相模原市長あて

申請者 所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

次の事業について、相模原市の 共催・後援 の名義使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の名称			
事業の内容			
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
実施場所			
入 場 料	有 ( 円 )・無	入場予定者数	
参 加 料	有 ( 円 )・無	参加予定者数	
名義を使用 したい理由			
添付書類	1 団体等の規約・会則等      2 会員名簿 3 実施要領      4 収支予算書 5 チラシ・パンフレット等      6 過去の実績関係書類 7 その他( )		
初めて 共催・後援 申請する。      例年 共催・後援 申請している。			

第 2 号様式(第 6 条関係)

共催等名義使用承認通知書

<p>相模原市指令( )第 号</p> <p>申請者 所在地 _____</p> <p>          団体名 _____</p> <p>          代表者名 _____</p> <p>          電 話 _____</p> <p>年 月 日に申請があった 共催・後援 名義の使用については、次の条件を付けて承認します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">相模原市長 印</p>	
事業の名称	
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
承認の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 営利的行為を行うものでないこと。</li> <li>2 政治的活動を行うものでないこと。</li> <li>3 宗教的活動を行うものでないこと。</li> <li>4 申請書の内容に変更があった場合は、直ちに報告してください。</li> <li>5 共催等名義使用承認通知書の交付後に、相模原市の名義を使用してください。</li> <li>6 事業開催に係るチラシやポスター等を作成する場合は、事前に原稿を提出してください。</li> <li>7 申請書に虚偽があった場合又は市長が必要と認める場合は、承認を取り消すことがあります。その場合、申請者が損害を受けても、相模原市はその賠償の責めを負いません。</li> <li>8 事業に伴う事故及び問題に関しては、市は責任を負いません。</li> <li>9 事業終了後、14日以内に事業報告書(第3号様式)を提出してください。</li> </ol>

第3号様式(第7条関係)

事業報告書

年 月 日

相模原市長あて

申請者 所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付相模原市指令( )第 号で相模原市の 共催・後援 名義の使用承認を受けて実施した事業は、次のとおり終了したので報告します。

事業の名称			
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
実施場所			
入 場 料	有 ( 円 )・無	入場者数	
参 加 料	有 ( 円 )・無	参加者数	
事業の成果等			
ポスター等の配布先			
添付書類	1 収支決算書    2 チラシ・パンフレット等 3 その他( )		